

権利擁護業務に係る市地域・高年福祉課と基幹型地域包括、地域型包括の業務連携について

参考資料

基幹型包括の権利擁護業務

	業務	内容詳細	関係先	実施時期・頻度	現状の課題	本来のあり方	考えられる原因	解決策
1	支援事例の一覧リスト(虐待・支援困難事例)管理	過去からの、全地域包括が支援している事例一覧リストの作成・管理を行う。 ・対象者の圏域、名前、性別、生年月日、住所、虐待種別、養護者、養護者との関係、同居の有無、担当包括を入力 ・終了した事例は色を付け、終了時期、終了理由等を入力	地域・高年福祉課、地域型包括	随時(年間に虐待や支援困難事例で基幹型包括と地域型包括と共同で対応必要な新規事例件数165件程度)	市と基幹型包括で別々の台帳を作成しており、重複している。	市・基幹型包括で統一した一覧リストの作成を行う。	1か所しか地域包括がなかった時期から積み上げているため、異なる一覧になっている。	<p><現行体制を維持した場合> 一覧にする際に必要な情報を2者ですり合わせせ、様式を決定し、一本化する。</p> <p><市が業務を担う場合> 市と地域型包括で相談し様式を統一し、市で取りまとめる。</p>
2	虐待・支援困難事例ファイルの保管、管理	虐待事例・支援困難事例の相談を受けた場合、総合相談票とコアメンバー会議の方針シート等を1事例ずつ個別ファイル作成。 ・虐待と支援困難で色分けする ・カンファレンスや本人支援に必要な資料があれば、都度ファイルに綴る ・終了したケースを、年度・月毎に整理しファイルに綴る	地域・高年福祉課、地域型包括	随時(年間に虐待や支援困難事例で基幹型包括・地域型包括と共同で対応必要な新規事例件数165件程度)				
3	事例について基幹型包括、社会福祉協議会内での情報共有	・事例相談を受け、基幹型包括内で共有し、基幹型包括の事例担当者を決定する。 ・生活支援コーディネーターから情報収集を行う。	地域・高年福祉課、地域型包括	随時(年間に虐待や支援困難事例で基幹型と地域型包括と共同で対応必要な新規事例件数165件程度)	情報共有に時間がかかっており、コアメンバー会議の開催等、次の支援に進むのが遅くなる。	情報共有の時間を短時間にし、事例支援を迅速に開始する必要がある。	<p>・複合課題を抱える困難事例も多いため、情報共有に時間を要する。 ・受理した事例の内容や基幹型包括各職員が担当する事例数やを考慮して担当者を決定している。 ・地域住民との関係性等を社会福祉協議会内で情報収集する必要がある。</p>	<p><現行体制を維持した場合> ・スーパーバイズ機能確保のため基幹型包括のセンター長は事例の担当者にならず、他職員に助言する役割を担う。 ・基幹型包括職員を地区担当制にする。</p> <p><市が業務を担う場合> ・グループリーダー等は事例の担当者にはならず、他職員に助言する役割を担う ・市職員を地区担当制にする。</p>

権利擁護業務に係る市地域・高年福祉課と基幹型地域包括、地域型包括の業務連携について

参考資料

基幹型包括の権利擁護業務

業務	内容詳細	関係先	実施時期・頻度	現状の課題	本来のあり方	考えられる原因	解決策
4	虐待事例コアメンバー会議の開催	地域・高年福祉課、地域型包括	随時(昨年度130回実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・会議前の情報収集や資料作成、会議後の議事録作成に時間がかかる。 ・市、基幹型、地域型包括の予定が合わず、通報受理から開催まで日にちがかかることがある。 ・コアメンバー会議を開催した後、再度方針決定する「支援検討会議」が開催できていない。 ・コアメンバー会議で決まる支援方針が曖昧である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コアメンバー会議にて情報共有・方針決定を行い、支援途中で再度、情報共有・方針決定の会議を定期的に行っていくことが必要である。 ・市・基幹型包括・地域型包括が通報受理した際、会議開催のための情報共有を効率よく短時間で実施し、すみやかにコアメンバー会議を開催することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議で支援方針を決定するために事前情報が必要なため丁寧に基幹型包括内や社会福祉協議会内で情報収集を行っている。 ・基幹型包括職員が虐待事例や支援困難事例も多く、同時に複数事例対応しているため、日程の都合がつかない。 ・3者で日程調整するため、連絡がつかない、予定があわないことがある。 ・高齢者虐待防止対応マニュアル等で事前に誰が何を情報収集するかが明確にされていないため、コアメンバー会議において「情報収集を行う。」という方針になることが多く、具体的な支援方針が決まらないことがある。 ・市と基幹型包括の役割が明確でない。 ・高齢者虐待防止対応マニュアルでは、コアメンバー会議に再度支援方針を決定するために「支援検討会議」を位置づけているがマニュアル活用がうまくいっておらず、3者で会議の必要性等の認識が異なり、開催できていない。 	<p><現行体制を維持した場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議前に把握が必須な情報や会議で決定する内容のリストを作成する。 ・簡易な情報伝達や日程調整等は、パソコンのチャット機能で行う。 ・オンライン開催により、会場調整や移動時間の短縮を図る。 ・3者の役割を明確する、「支援検会議」の機能について整理する等のため、「伊丹市高齢者虐待防止対応マニュアル」の改訂を行う。 <p><市が業務を担う場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議前に把握が必須な情報や会議で決定する内容のリストを作成する。 ・簡易な情報伝達や日程調整等は、パソコンのチャット機能で行う。 ・オンライン開催により、会場調整や移動時間の短縮を図る。 ・市と地域型包括で支援するためのフローや2者の役割の明確化、「支援検会議」に機能について整理する等のため、「伊丹市高齢者虐待防止対応マニュアル」の改訂を行う。

権利擁護業務に係る市地域・高年福祉課と基幹型地域包括、地域型包括の業務連携について

参考資料

基幹型包括の権利擁護業務

	業務	内容詳細	関係先	実施時期・頻度	現状の課題	本来のあり方	考えられる原因	解決策
5	地域型地域包括支援センターの後方支援事例(支援困難、虐待、権利擁護等)への対応	<p>地域型包括から支援困難・虐待事例の相談。家庭訪問の同行、カンファレンスの同席、関係機関の情報収集・調整。</p> <p>・地域型包括から、基幹型包括の事例担当者に対して、現状や今後の対応について報告・相談を受理する。 ・方針の決定を基幹型包括と地域型包括とともに行う。 ・本人への主な対応は地域型包括が行うが、介護保険以外の関係機関や行政機関、法律関係との調整については基幹型包括が担うことが多い ・訪問の際の同行支援、カンファレンス同席等</p>	地域・高年福祉課、地域型包括、(福祉擁護センター、生活支援課、自立相談課等)	随時(1日職員1人につき5-7件事例相談電話があり、職員1人につき週3件は同行訪問している) 現在、虐待・支援困難事例で基幹型包括が対応している件数 虐待250件+支援困難200件=450件	<p>・緊急対応が必要な時に、基幹型包括担当者が不在で相談することができない。</p> <p>・市・基幹型包括・地域型包括間の情報伝達に時間がかかったり、適切に情報が伝わっていないことがある。</p> <p>・基幹型包括に相談するが、その後の返答に時間を要する。</p> <p>・複合課題等を抱えた事例が増加しており、地域・高年福祉課、基幹型包括、地域型包括だけでは、解決できない事例も増加している。</p> <p>・事例の抱えている課題が複雑化している。</p> <p>・基幹型包括には「措置」の権限はないため、虐待者と被虐待者の分離の決定は市にしかできない。</p> <p>・基幹型包括職員は地域型包括に対して様々な視点から助言・指導する必要がある、経験豊富な職員を継続して配置する必要がある。</p>	<p>・緊急の相談や訪問に対応できる体制を整える必要がある。</p> <p>・確実に情報共有ができる方法の検討が必要である。</p> <p>・支援困難、虐待事例の対応ができるよう職員の育成していく必要がある。</p>	<p>・他の業務のため、基幹型包括担当職員が不在であり、他の職員は事例について把握していないため、対応できない。</p> <p>・基幹型包括で情報集約と得た情報の取捨選択し伝えることも多いため、結果として内容が伝わりにくいことも考えられる。</p> <p>・「スマイルコンパス」が市にないため、システムに入力した記録を閲覧し共有することができず、電話で報告を受理した上で、市で報告内容を記録するため、二重作業になることから時間要している。</p> <p>・総合相談件数も年々増加しており、認知症高齢者や8050問題等、家族全体が問題を抱える事例が増加している。</p> <p>・市・基幹型包括・地域型包括の3者で情報共有・日程調整を行うには、事務の簡略化等の対応策を講じても時間がかかる程度かかることはある。</p>	<p><現行体制を維持した場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインの活用等により、確実な情報共有を試みる。 ・緊急対応する可能性のある事例は基幹型包括の別職員も対応できるよう、毎日現状と対応の共有を行う。 ・スーパーバイズ機能確保のため基幹型包括センター長は事例の担当者にならず、他の職員のケースワークに対して相談・助言する役割を担う。 ・地域型包括の指導・助言を的確に行うため、ノウハウやスキルの向上を意識し、基幹型包括内で事例の共有など、通常業務を通じた人材育成の強化を行う。 ・市・基幹型包括・地域型包括の役割分担を明確にし、業務の効率化を図っていく。 ・レビュー会議の中で、支援困難事例に対する支援方法等の事例検討や成功事例の共有を行う。 ・市に基幹型包括と地域型包括の共有システムである「スマイルコンパス」の導入を検討する。 ・社会福祉協議会内において、基幹型包括が担っている包括業務以外の業務を整理し、包括業務の時間を確保する。 <p><市が業務を担う場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応の可能性のある事例は、担当者以外の職員も対応できるよう、支援記録を回覧する等して現状共有を行う。 ・グループリーダーは事例の担当者にならず、他の職員のケースワークに対して相談・助言する役割を担う。 ・地域型包括の指導・助言を的確に行うため、ノウハウやスキルの向上のために、研修参加や権利擁護業務経験職員を指導役にし人材育成を強化する。 ・市と地域型包括で事例支援するためのフローチャートの作成や2者の役割を明確にする。(高齢者虐待防止対応マニュアルの改訂) ・地域型包括の社会福祉士のニーズを調査し、レビュー会議のあり方を見直す。 ・市に基幹型包括と地域型包括の共有システムである「スマイルコンパス」の導入を行う。 ・福祉権利擁護センターや生活支援コーディネーターとの連携方法について検討する。

権利擁護業務に係る市地域・高年福祉課と基幹型地域包括、地域型包括の業務連携について

参考資料

基幹型包括の権利擁護業務

	業務	内容詳細	関係先	実施時期・頻度	現状の課題	本来のあり方	考えられる原因	解決策
6	高齢者虐待相談件数等、統計処理	<ul style="list-style-type: none"> ・レビュー会議で使用する統計シートに毎月10日以降に全地域型包括が数値を入力し、基幹型包括が確認 ・包括ごとに入力漏れ等が無い確認し、各地域型包括に修正の連絡を入れる ・市内全体の取りまとめ表を入力 ・会議配布用の印刷 ・年度終わりに再度漏れなどが無い確認 	地域・高年福祉課、地域型包括	毎月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型包括が入力した集計に修正が必要なことが多く、その都度、基幹型包括が各地域型包括に連絡するため時間を要する。 ・市と基幹型包括とで対象者等の考え方が異なることで集計に不備を生じ、修正が必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市と基幹型包括と統一の集計方法である必要がある。 ・入力、修正、確認等の業務効率化が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括職員の入力方法のバラつきや入力ミスがあり、市ら基幹型包括、または基幹型包括から地域型包括へ確認・修正の依頼を行い、提出のあったものをまた確認するという作業を行っている。 	<p><現行体制を維持した場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市・基幹型包括と必要な統計について話し合い、「スマイルコンパス」で抽出できるように調整する。 <p><市が業務を担う場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な統計について地域包括ケアシステム「スマイルコンパス」で集計が作成できるように調整する。
7	権利擁護業務報告・レビュー会議	<p>レビュー会議(全地域包括の社会福祉士が集まって、虐待事例の方針決定する会議)の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月第3木曜日に開催。各地域型包括の社会福祉士と、地域・高年福祉課、基幹型包括職員、福祉権利擁護センターの職員が参加。 ・NO6で作成した資料と、各地域型包括が作成した資料を使用する。 ・市内全件の虐待事例について継続支援が行われているかの確認を行う ・終結見込みの事例については、概要を担当地域型包括より説明後、出席者で終結可否かを決定。 ・虐待事例支援困難事例について、支援方法によいか悩む場合は参加者に意見をもらう。 ・虐待対応の中で共有しておいた方が良い内容や、制度の共有を行う。 	地域・高年福祉課、地域型包括	毎月1回	虐待事例等について、1事例1分程度の簡単な事例報告になっており、他の地域型包括は傾聴するのみになっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士のニーズに基づいた集まりにする必要がある。 ・終結について、丁寧に決定する方がよいと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間報告方法を変えていなかった。 	<p><現行体制を維持した場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議において意見交換や事例検討、支援困難事例の対応マニュアルを作成する等、参加者のニーズを確認する。 ・事例の終結決定は市・基幹型包括・地域型包括が別途集まって決定する方がよく、終結に関しての基準を紙面で具体的に定める。 <p><市が業務を担う場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議において意見交換や事例検討、支援困難事例の対応マニュアルを作成する等、参加者のニーズを確認する。 ・事例の終結決定は市・地域型包括で話し合い、決定し、終結に関しての基準を紙面で具体的に定める。
8	伊丹市高齢者虐待防止ネットワーク会議の調整・開催	<p>虐待防止ネットワーク会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回実施。委員長(大学教授)と事前に連絡を取り、開催内容について地域・高年福祉課と同行し、打ち合わせ後、各委員と日程調整し開催日を決定する ・開催に向けた資料作成を行い、委員長と共有 ・当日の司会進行 ・議事録作成 	地域・高年福祉課、大学教授、医師会、歯科医師会、警察、弁護士、地域型包括、民生委員等	年2回	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の近況報告のみになってしまっている。 ・連携が必要なことはわかるが、具体的な連携方法がわからない。 	<p>今後の方向性と役割分担について市と基幹型包括で再調整が必要である。</p>	<p>コロナ禍での開催延期と人事異動もあり、高齢者虐待の課題について深く検討することができなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の施策としての本会議の方向性が明確でない。 	<p><現行体制を維持した場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・改めて、参加者と顔の見える関係づくりを始める。 ・将来的な会議の目標と役割分担について市と基幹型とで、検討し共通認識を持ち、会議の打ち合わせを行う。 <p><市が業務を担う場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・改めて、参加者と顔の見える関係づくりを始める。 ・会議について市が開催する。

権利擁護業務に係る市地域・高年福祉課と基幹型地域包括、地域型包括の業務連携について

参考資料

基幹型包括の権利擁護業務

	業務	内容詳細	関係先	実施時期・頻度	現状の課題	本来のあり方	考えられる原因	解決策
9	権利擁護の普及啓発に向けた支援(共通リーフレットの作成等の検討)	・権利擁護の啓発に係るチラシや資料の作成 ・地域型包括向けの研修等を行い、地域への研修に活用してもらう	地域・高年福祉課、地域型包括	随時				
11	地域型包括の社会福祉士へのスキルアップ研修の開催	・レビュー会議等に、高齢者虐待等に係る情報の共有 ・権利擁護業務に関連する内容の研修を行う。	地域型包括	年1回				
12	基幹型包括 主催研修(権利擁護関連)の企画・開催	・地域包括や居宅介護支援事業所向けの研修企画・開催 ・福祉権利擁護センターと共同で法律職との情報共有の機会をもつ	地域包括、居宅介護支援事業所	年4回シリーズの内の1回 (自立支援に資するケアマネジメント向上研修・高齢者虐待対応力向上研修・多職種連携強化(地域包括ケア推進)研修・対人援助技術向上研修)				